３　特定研究開発段階発電用原子炉（燃料体が炉心等から取り出されていない令第一条第一号に掲げる発電用原子炉をいう。第百十四条第二項において同じ。）について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期について定めなければならない。

［４・５　略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十二条　法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五　［略］

［２～４　略］

（廃止措置終了確認証）

第百十六条の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第百二十一条　法第四十三条の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十四及び第四十三条の三の十六の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

２　前項の場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。

３　第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。

［各号を削る。］

（事故故障等の報告）

第百二十九条　法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第百三十一条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　［略］

二　発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があったときを除く。

３　特定研究開発段階発電用原子炉について法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、第一項の申請書に記載する廃止措置計画に、同項各号に掲げる事項のほか、燃料体を炉心等から取り出す方法及び時期並びに施設定期検査を受けるべき時期について定めなければならない。

［４・５　同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第百十二条　法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～三　同上］

四　変更に係る前条第一項第四号から第十一号までに掲げる事項

五　［同上］

［２～４　同上］

［条を加える。］

（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設についての施設定期検査を要する場合）

第百二十一条　法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十五の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置計画に係る廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在する場合とする。

［項を加える。］

２　前項の場合においては、施設定期検査は、次に掲げる施設のうち、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものについて行うものとする。

一　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

二　放射性廃棄物の廃棄施設

三　放射線管理施設

四　非常用電源設備

（事故故障等の報告）

第百二十九条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］